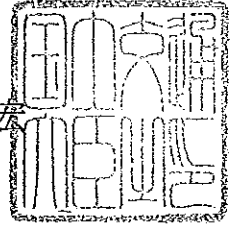


諮問文及び諮問理由

国 港 総 第 7 8 号
平成23年 5月 2日

交通政策審議会
会長 佐和 隆光 殿

国土交通大臣 大島 章宏



交通政策審議会に対する諮問について

国土交通省設置法第14条第1項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第130号】

港湾における津波対策のあり方

【諮問理由】

別紙のとおり

別紙

【諮問理由】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、被災地域に暮らす人々の生活や企業の経済活動に深刻な影響を及ぼした。とりわけ、地震に伴う津波は、防波堤や防潮堤等の防災施設の設計外力を大きく上回るとともに、避難計画等を定める地域防災計画における想定をも上回るものであった。

港湾における地震防災対策については、平成 17 年 3 月に交通政策審議会より「地震に強い港湾のあり方」が答申されているが、今回の震災を踏まえ、被災要因や施設の防護効果を検証し、地域の実情に応じて産業やまちづくりとも連携した被災港湾の復旧方針を樹立するとともに、これまで実施されてきた東海・東南海・南海地震対策等の地震防災対策についても、津波からの防護水準や防護方式の再点検を行う必要がある。

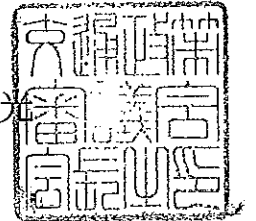
また、港湾には、被災地域に暮らす人々への緊急物資を、耐震強化岸壁等を通じて輸送する拠点としての役割や、復旧した企業の経済活動を物流面から支援するための役割が求められており、それらの役割を果たすための防災対策の進め方についても、全国的な見地から検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、港湾における津波対策のあり方について取りまとめることとしたく、貴審議会に諮問するものである。

国交政審(港)第1号
平成23年 5月 2日

交通政策審議会 港湾分科会
分科会長 黒田 勝彦 殿

交通政策審議会
会長 佐和 隆光



交通政策審議会港湾分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第130号「港湾における津波対策のあり方」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき港湾分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。



国交政審(港)第2号
平成23年 5月 2日

交通政策審議会 港湾分科会
防災部会の長 殿

交通政策審議会 港湾分科会
分科会長 黒田 勝彦



交通政策審議会港湾分科会防災部会への付託について

交通政策審議会から港湾分科会に対し、「港湾における津波対策のあり方」が付託されましたので、交通政策審議会港湾分科会運営規則第9条第1項の規定に基づき防災部会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。